

まちの魅力を高める エリアマネジメントに関する制度を創設！

横浜市では、みなとみらい21地区等の大規模な市街地整備が行われた地区で、ハードとソフトが一体となったまちづくりの仕組みである「エリアマネジメント」により、まちの魅力を高めてきました。近年、都市が成長の時代から成熟の時代に移行している中で、持続可能な都市を構築していくためには、エリアマネジメントによる取組の普及をさらに図っていく必要があります。

そこで、このたび横浜市では、エリアマネジメントを実施する組織と市が、協議の上に「エリアマネジメント計画」の策定を行い、相互に協定を締結することでエリアマネジメントを推進する事務取扱を定めた要綱を新たに制定することとしました（4月1日施行）。

今後、都市間競争に向けた魅力ある持続的なまちづくりをより一層推進してまいります。

■「横浜市エリアマネジメントに係る協定等の事務取扱要綱」の概要

（施行日：平成28年4月1日）

① エリアマネジメント計画の策定

適用対象のエリアマネジメントを実施しようとするエリアマネジメント組織は、市長と協議を行い、エリアマネジメント計画を策定します。

② 協定の締結（市とエリアマネジメント組織間）

策定したエリアマネジメント計画を着実に実行するため、エリアマネジメント組織と市長は相互に協定を締結します。

③ 適用対象となるエリアマネジメント

ア 地区計画又は都市計画提案に基づいて実施するエリアマネジメント

地区計画（関連する建築基準法の認定基準を含む）又は都市計画提案に基づいて、エリアマネジメントの実施を行う場合を対象とします。

イ 地区施設等の利活用を行うエリアマネジメント

持続的に都市空間の魅力を向上させる目的で、地区計画の地区施設や横浜市市街地環境設計制度の公開空地等を利活用するエリアマネジメントの実施を対象とします。

ウ その他市長が必要であると認めるエリアマネジメント

エリアマネジメントが特に必要であると判断される地域におけるエリアマネジメントの実施を対象とします。

お問合せ先

都市整備局地域まちづくり課長 石津 啓介 Tel 045・671・2694

裏面あり

〈参考〉

■ エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組のことで、（『エリアマネジメント推進マニュアル』（国土交通省監修）における定義より）

■ 地区計画とは

地区の特性に応じて、建築物の用途、高さ、壁面位置のほか、生活道路や小公園などをきめ細かく定める「地区レベルの都市計画」です。

都市計画法に基づく手続（案の縦覧や都市計画審議会等）を経て決定されます。

横浜市では、都心部の商業地、郊外の住宅地など様々な地域で定めています（平成28年3月現在で109地区）。

■ 横浜市市街地環境設計制度とは

横浜市市街地環境設計制度は、敷地内に歩道や広場（公開空地）を設けるなど、総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さや容積率を緩和することで、良好な市街地環境の形成を誘導する制度です。

■ 本市におけるエリアマネジメントの事例

(1) みなとみらい21地区

エリアマネジメント組織「一般社団法人横浜みなとみらい21」がエリアマネジメントを実施しています。

「多様な活動が共存し豊かな都市文化を醸成する」、「安全で高質な心地よい都市環境を形成する」、「みなとみらい21」のブランドを育成・確立・発信する」の3つを基本理念とし、開発事業の誘導調整のほか、防災、環境、文化・プロモーションなど様々な分野の活動を行っています。エリア全体で道路、公園、公開空地等の公共空間を活用した賑わい形成の取組（ソトカフェみなとみらい）を展開するなど、先駆的な取組が行われています。



(2) 初黄・日ノ出町地区

エリアマネジメント組織「NPO 法人黄金町エリアマネジメントセンター」がエリアマネジメントを実施しています。黄金町バザール等のアートイベントの実施、アーティスト等の活動の場・機会の提供、アートスタジオ等の建物管理・運営、初黄日ノ出町環境浄化推進協議会の支援（事務局）などを行い、「安心安全なまちづくり」と「アートによるまちづくり」を推進しています。

